

令和6年度 飛騨市省エネ家電製品買替補助金 申請の手引き

補助対象者

次の要件を全て満たす方がこの補助金の対象となります

- 飛騨市に住民票があり、市税等に滞納がない方
- 市内の自らが居住する住宅で使用している家電製品を買い替えること
- 同一の世帯に属する方がこの補助金の交付決定を受けていないこと

省エネ型製品情報サイト



補助対象製品

「省エネ型製品情報サイト(右上の二次元コード)」に品番が掲載され、右の省エネ性能等を満たした『エアコン』、『冷蔵庫(冷凍庫)』、『照明器具(電球を除く)』が補助対象となります。

家電の種類	省エネ性能等
エアコン	省エネ基準達成率 114%以上(目標年度 2010 年度) 又は 100%以上(目標年度 2027 年度)。ただし、壁掛形以外(天井埋込カセット形、壁埋込形、床置形等)、マルチタイプの形態のものについては、「省エネ型製品情報サイト」の掲載有無に関わらず、購入時において、省エネ基準達成率が目標年度 2029 年度基準で 100%以上。
冷蔵庫・冷凍庫	統一省エネラベルの多段階評価点 3.0 以上
照明器具	統一省エネラベルの多段階評価点 4.0 以上

補助要件

- 市内店舗で購入し、対象製品の購入金額の合計(工事費を除く)が税込 3 万円以上であること
- 現に使用している家電製品から同種の新品(未使用)の製品への買い替えであること
- 令和6年4月1日以降に購入(※)し、令和7年3月31日までに支払い及び設置が完了していること
※対象製品の購入に際し、契約書により契約している場合は、令和6年4月1日以降に契約したもの

補助対象経費

補助対象製品の本体の購入に係る費用(消費税及び地方消費税の額を含む。複数台を購入した場合は、その合計額)が3万円以上のものとし、**配送、設置及び既設製品の廃棄に係る費用は除きます。**

補助率等

対象製品の購入金額の合計(補助対象経費)の 1/4 以内(上限 5 万円,千円未満切り捨て)

補助金の交付は 1 世帯につき 1 回限りです(令和 4 年度以降にこの補助金の交付を受けた世帯も対象外となります。)

申請方法

対象製品を**購入し、支払い及び設置完了後**に所定の証明書類等を添えて下記の申請窓口に提出するか、郵送申請の場合は、郵送申請窓口まで送付してください。なお、郵送申請の場合は、郵送申請窓口での受付日を申請の受付日としますので、予めご了承ください。

受付期間

令和6年4月1日(月) から 令和7年3月31日(月) まで(年未年始、土日、祝日を除く)

※予算の上限に達した場合、受付を終了することがあります。

申請窓口

各窓口とも、受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(受付時間外には受付できません)

- 飛騨市役所環境課 衛生係
Tel0577-73-7482
- 宮川振興事務所 基盤環境水道係
Tel0577-63-2311
- 河合振興事務所 基盤環境水道係
Tel0577-65-2221
- 神岡振興事務所基盤農林・環境水道係
Tel0578-82-2254

郵送申請の宛先: 〒509-4232 飛騨市古川町本町 2 番 22 号 飛騨市役所 環境課 「省エネ家電補助金担当」あて

補助金の予算残額等について

適宜、市の HP 等で公表します。

問合せ先

- 飛騨市役所環境課 衛生係 Tel0577-73-7482 〒509-4232 飛騨市古川町本町2番 22 号

申請書の様式は、下記の申請窓口で配布するほか市の HP(右の二次元コード)からもダウンロードできます。**提出書類は全て A4 サイズにコピーしてください。受付時に市役所でコピーはできません。必ずご自身でコピーし提出してください。**



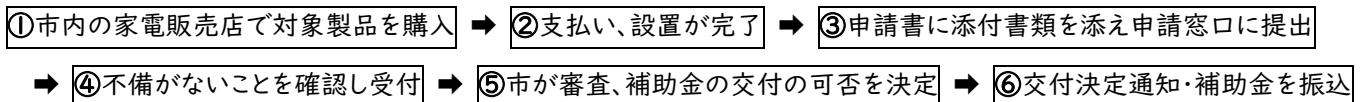
- 省エネ家電製品買替補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)
- 誓約書(様式第 1 号の2)

【添付書類】

- 領収書等のコピー**
 - ・購入店舗名、領収日、製品名、品番及び購入金額の記載があるレシート又は領収書
 - ・購入金額に工事費、処分費など補助対象外の経費が含まれる場合、その明細がわかる書類も併せて提出すること
- メーカーが発行した補助対象製品の保証書のコピー**
 - ・製品名、品番により補助対象製品であることが分かるもの(購入日、購入店舗名は空欄でも可)
- 申請者の住民票の写し【原本】(世帯全員のもの)**
 - ・世帯全員、個人番号の記載なし、外国人等の表示なし、続柄記載ありのもの
- 【エアコン、冷蔵庫・冷凍庫を買い替えた場合】 特定家庭用機器廃棄物管理票(リサイクル券(排出者控え))のコピー**
 - ・排出者が申請者又は申請者と同じ世帯に属する者であるもの
- 【LED 照明器具を買い替えた場合】 買い替え前後の製品の設置状況が確認できるカラー写真**
 - ・新旧の写真を A4 用紙に貼付または A4 サイズに印刷して提出
- 振込口座確認資料のコピー**(通帳の見開きのコピーなど)
 - ・申請者本人名義(カナ)の口座の金融機関、本支店、口座種別、口座番号が確認できるもの
- 【購入に際し契約書で契約を締結している場合】 契約書のコピー**

申請から補助金交付まで

申請受付から補助金の振込(交付)まで、1~2 か月程度かかりますのであらかじめご了承ください。



留意事項

- この補助金の交付を受けた対象製品は、交付決定から 6 年間は「交付目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸付、売却又は廃棄等」の「処分」を行うことはできません。(天災等又は、自己の責めに帰すべき事由以外の理由により処分をしたと認められる場合(以下、やむをえない事情により処分した場合)を除く。)
- 「やむをえない事情により処分した場合」以外の理由により、この補助金の交付を受けた対象製品を処分された場合又は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた場合には、交付した補助金を返還していただく場合があります。
- 対象経費には、さるばるコインなどの電子通貨により支払った額を含みます。(電子通貨と同様に取られるポイントを含む、ただしクーポンやポイント値引きなど「値引き」額は対象経費には含みません。下図の補助対象経費のイメージを参照ください。)

<参考>補助対象経費のイメージ

CASE1 電子通貨(電子ポイント)で支払いした場合

価格⇒	対象製品の店頭表示価格	
支払⇒	現金支払い額	電子通貨(ポイント)支払額
	補助対象経費	

CASE2 値引(クーポン値引き、ポイント値引き含む)があった場合

価格⇒	対象製品の店頭表示価格	
支払⇒	値引額	現金(電子通貨(ポイント))支払額
	補助対象経費	